

令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した空き家等を除却する者に対し、令和7年度予算の範囲内において、弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する不良住宅、特定空家等又は単独活用が困難な空家等で、概ね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項の不良住宅であって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項の特定空家等で、市長が認定しているものをいう。
- (4) 単独活用が困難な空家等 建築基準法第43条の規定に適合しない無接道敷地又は75平米未満の狭小敷地その他単独での活用が困難である敷地に立地する空家等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き家等の除却を行う工事をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの
- (3) 公共事業により、空き家等の解体又は除却に要する費用が補償の対象になっているもの（空き家等の一部が当該補償の対象となる場合は、当該補償の対象となる部分に限る。）
- (4) 空き家等の一部を除却するもの
- (5) 現に人が居住している住宅と同一敷地内にある空き家等を除却するもの
- (6) 事業の完了予定が、令和8年1月31日以後のもの
- (7) その他補助事業として適当でないと市長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象物件」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 不良住宅のうち、木造又は鉄骨造で、別表の評定区分ごとに合計した評点（当該合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、最高評点。次号において同じ。）を合算した評点が

100点以上であるもの（併用住宅、長屋及び共同住宅については、延べ面積の過半が居住の用に供されていたものに限る。次号において同じ。）

(2) 不良住宅のうち、コンクリートブロック造で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第3の評定区分ごとに合計した評点を合算した評点が100点以上であるもの

(3) 特定空家等のうち、空家法第22条第3項に規定する措置の命令を受けていないもの

(4) 単独活用が困難な空家等のうち、当該空き家の隣接地の所有者（相続人を含む。以下同じ。）又は管理者が取得したものであって、以下に該当するもの

ア 隣接地と当該空き家の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年以上管理するもの

イ 除却に要する費用（除去のために必要となる調査設計計画費等を含む。）が公的な方法により算定した売買想定価格を上回るもの

（補助事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人（認可地縁団体を含み、営利を目的とする法人を除く。以下同じ。）とする。

(1) 補助対象物件の所有者

(2) 前号に規定する者から補助対象物件の除却についての同意を得た者（単独活用が困難な空家等の除却を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者となることができない。

(1) 個人にあつては、令和6年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納している場合

(2) 法人にあつては、令和6年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）について滞納している場合

(3) 所有者が複数ある補助対象物件の除却について、全ての所有者の同意を得ていない場合

(4) 所有権以外の権利が設定されている補助対象物件の除却について、全ての権利者の同意を得ていない場合

(5) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者又は当該個人が、過去に補助金の交付の決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく補助事業を完遂しなかった場合

(6) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者又は当該法人が、過去に補助金の交付を受けた実績を有する場合

(7) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者又は当該法人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

(補助事業に係る工事施工業者)

第6条 補助事業に係る工事は、次の各号の全てに該当する者により施工されるものでなければならない。

(1) 市内業者（市内に本店を有するものに限る。）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額以内の額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額又は国土交通大臣が定める標準除却費（補助事業を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する除却工事費）のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額

(2) 500,000円

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、除却しようとする空き家が補助対象物件に該当するかどうかについて、事前に市と協議を行わなければならない。過去に当該物件について協議を行ったことがある場合も、同様とする。

(交付申請)

第10条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(2) 位置図及び写真

(3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類

(4) 補助対象物件の所有者であることを証する書類

(5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。個人からの申請の場合に限る。）

(6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの（法人からの申請の場合に限る。）

(7) 誓約書（様式第2号）

(8) 除却に要する費用が公的な方法により算定した売買想定価格を上回ることがわかる書類（単独活用が困難な空家等を除却する場合に限る。）

(9) 補助対象物件の隣接地の所有者又は管理者であることがわかる書類（単独活用が困難な空家等を除却する場合に限る。）

3 第1項の申請書の提出期間は、令和7年5月7日から令和7年12月26日までとする。

4 交付申請は、令和7年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

5 市長は、第2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

(5) 補助事業に係る工事は、第6条に規定する者に発注すること。この場合において、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせないこと。

(6) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出が必要な場合は、当該届出をすること。

（交付決定）

第12条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補

助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和8年1月30日とする。

5 市長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、補助事業に係る工事を施工した業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定通知）

第16条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）とする。

（補助金の請求等）

第17条 補助金の請求は、令和7年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

3 市長は、補助事業者が次の書類を添付して補助金の請求をしたときは、概算払により交付することができる。

(1) 工事が完了していることを証する書類

(2) 工事代金の請求書の写し

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。